

令和6年度

UIJ ターン就業・創業移住支援事業に係る
マッチングサイト運営業務委託仕様書(案)

目次

1	調達案件の概要	1
	(1) 調達件名	1
	(2) 背景及び目的	1
	(3) 業務の概要	1
	(4) 契約期間	1
	(5) 作業スケジュール	1
2	作業の実施内容	2
	(1) 求人情報等収集・更新支援	2
	ア 対象	3
	イ 作業内容	3
	(2) 求人票等作成個別相談対応	3
	ア 対象	3
	イ 作業内容	3
	(3) 付随業務	4
3	作業の実施に関する事項	4
	(1) 機密保持、資料の取扱い	4
	(2) 個人情報の取扱い	4
	(3) 法令等の遵守	5
4	成果物の取扱いに関する事項	5
	(1) 成果物	5
	(2) 成果物の納品方法	6
	(3) 成果物の納品場所	7
	(4) 知的財産権の帰属	7
	(5) 検収	8
5	作業の実施体制・方法に関する事項	8
6	その他特記事項	9
	(1) 前提条件等	9
	(2) その他	9
7	附属文書	9

1 調達案件の概要

(1) 調達件名

令和6年度 UIJ ターン就業・創業移住支援事業に係るマッチングサイト運営業務委託（以下「本調達」という。）

(2) 背景及び目的

長野県では、これまでも、人口減少社会において、地域の活力を維持するため、地域の活力を支える人材を受け入れるため、移住定住対策に取り組んできたところである。

今般、国において、東京圏への過度な一極集中の是正及び地域の中小企業等における人手不足の解消を目的として、移住先の地方公共団体が地方創生推進交付金を活用して移住者に対し支援金を支給することを可能とする事業（以下当該事業と関連する事業を含め、「マッチング支援事業等」という。）が設けられたことを踏まえ、長野県は、県内での移住促進、人手不足対策を一層進めていくため、魅力ある企業の情報を県内外に広く提供し、求職者（特に東京圏）に実際に届き、移住につながる求職・求人マッチングサイト（以下「マッチングサイト」という。）の開設を行うこととしている。

本調達は、マッチングサイトの開設を主とするマッチング支援事業等に関連する業務の委託を行うものである。

(3) 業務の概要

本調達の委託業務の概要は次のとおりである。

- ①県内事業者に対し、求人の募集をし、収集した求人票を審査・補正し、求人データベースを作成し、更新すること。
- ②求人票の作成について、個別相談を行うこと。
- ③①及び②の業務に付随するプロジェクト管理、マッチングサイトの利用状況等マッチング支援事業の施行状況の把握及び改善提案、県内関係者・求人者との連絡調整、問合せ対応等の業務を行うこと。

(4) 契約期間

(3)①から③までの業務の契約期間は令和6年4月1日から令和7年3月31日までとする。

(5) 作業スケジュール

本サイトのスケジュールは、長野県と受託事業者（以下「受託者」という。）の協議によって決定する。

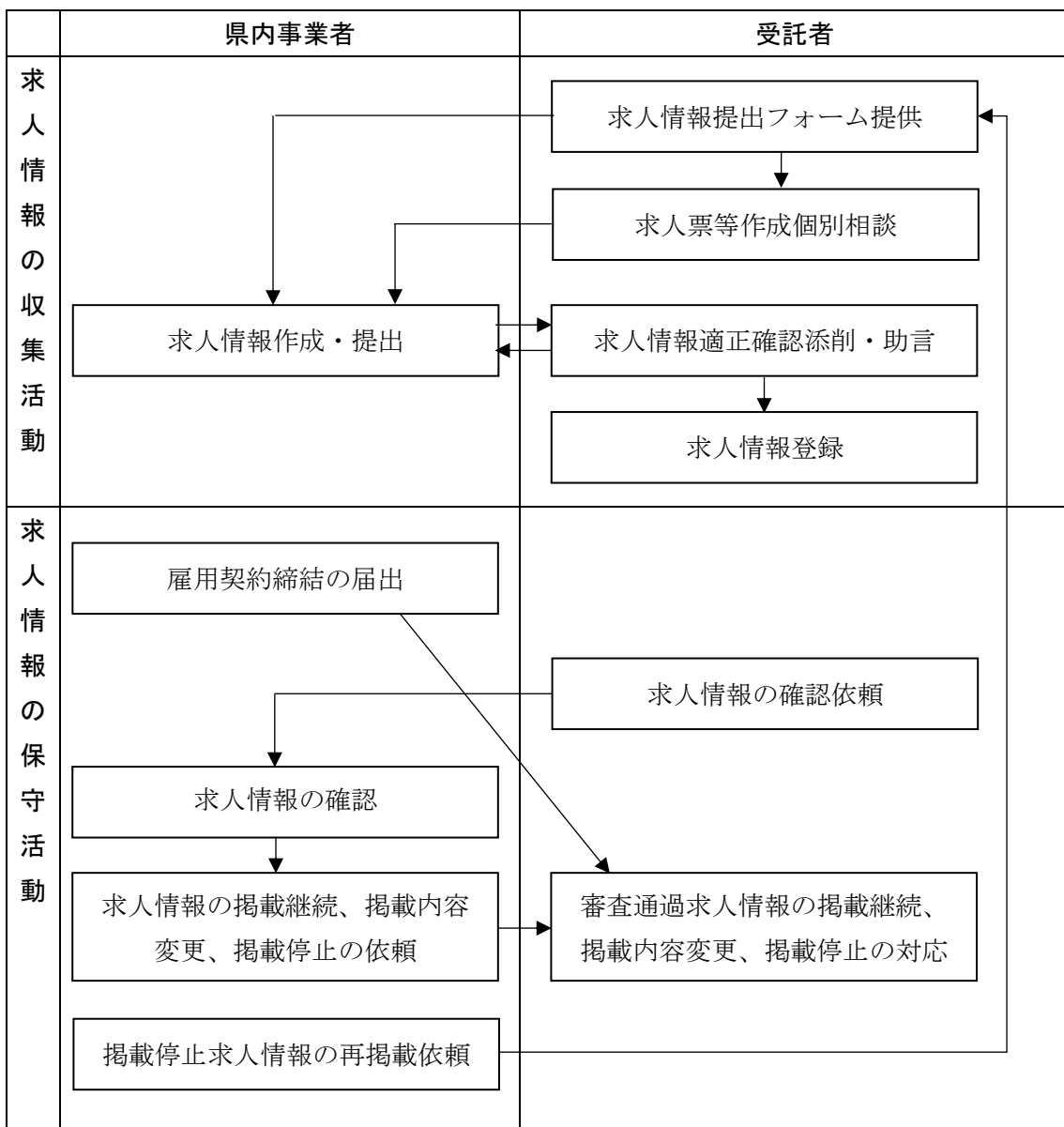
2 作業の実施内容

受託者は、本調達仕様書に記載された作業内容や各要件を参照の上、以下に関し必要な作業を実施すること。

求人情報等収集・更新支援

県が選定した県内事業者に対し、次の業務の流れのイメージで、求人募集をし、収集した求人票を審査・補正し、求人データベースを作成し、可能な限りリアルタイムに更新すること。

上記の内容を、次のとおり、監督職員等と協議の上、決定し、実施すること。



ア 対象

県内事業者

イ 作業内容

- ①実施体制を含む実施計画を作成し、実施計画の進捗管理等により計画を管理すること。
- ②県内事業者に対し、マッチングサイトに掲載する求人を、費用対効果の優れた手法により継続的に募集し、求人掲載及び移住支援金対象事業者等を希望する県内事業者を増やすための広報活動等を行うこと。募集の際、求人情報等を充実し、民間求人サイトに掲載されやすくするため、求人者がハローワーク、その他民間求人サイト等に掲載している場合には、同じ内容とせず、その内容を充実するように促すこと。
- ③提出された求人情報等について、その内容が適正であるか否か確認し、添削を行うこと。また、適正となった求人情報等を求人情報等データベースに記録すること。
- ④求人データベースに記録されたデータ及びマッチングサイトに掲載された求人情報等について、当該情報が陳腐化しないよう内容に変更がないことを定期的に確認し、変更があった場合には可能な限りリアルタイムに更新をして、適切な管理を行うこと。また、雇用契約締結の届け出、情報更新などによる掲載停止依頼があった場合にはその対応を行うこと。
- ⑤当該作業に係る問合せに対応し、その記録を管理すること。また、問合せ中、マッチング支援事業等を運営するうえで改善すべき事案があったときは、速やかに改善提案を行うこと。

(6) 求人票等作成個別相談対応

マッチングサイトへ求人情報の掲載を希望する県内事業者に対し、その要請に応じて、求人票等の作成に関し相談対応を行うこと。なお、その際、地方の中小企業等の魅力や特徴を把握している地域金融機関や商工会議所等の活用を検討すること。

上記の内容を、次のとおり、監督職員等と協議の上、決定し、実施すること。

ア 対象

長野県が選定した県内事業者に対して行うこと。

イ 作業内容

- ①実施体制を含む実施計画を作成し、実施計画の進捗管理等により計画を管理すること。

- ②求人票等作成個別相談を希望する県内事業者に対し、問合せ対応、希望の申し出の受付等の連絡調整を行うこと。
- ③求人票等作成個別相談を希望する県内事業者に対し、求人に係る事業内容、事業実績、保有技術、求人内容、雇用条件等をヒアリングし、魅力ある求人となるよう指導すること。
- ④当該作業に係る問合せに対応し、その記録を管理すること。また、問合せ中、マッチング支援事業等を運営するうえで、改善すべき事案があったときは速やかに改善提案を行うこと。

(7) 付随業務

(1)から(2)までの業務に関し、これらに付随する業務、特に次に掲げる業務を監督職員等と協議の上、決定し、実施すること。

- ①それぞれの実施計画、実施体制を取りまとめ、本事業がリスクを回避しつつ、円滑に行われ、目的を達成するよう全体のプロジェクト管理を行い、進捗状況報告書及び各種管理表等を作成し、定例での会議体等を通じて進捗報告を行うこと。
- ②マッチングサイトの利用状況を含むマッチング支援事業を定期的に分析し、移住支援金の申請に係る将来見通しを立てるとともに課題がある場合には改善提案をすること。
- ③市町村との関係を円滑に進められるよう連絡調整に係る事務を行うこと。
- ④翌年度以降に円滑に事業を継続できるよう引継書を作成すること。

3 作業の実施に関する事項

(1) 機密保持、資料の取扱い

本調達に係る情報セキュリティ要件は次のとおりである。

- ①受託した業務以外の目的で情報を取得しないこと。
- ②業務上知り得た情報について、委託した業務以外の目的で利用し、又は第三者への開示や漏えいをしないこと。
- ③受託者の責に起因する情報セキュリティインシデントが発生するなどの万一の事故があった場合に直ちに報告すること。また、その損害に対する賠償等の責任を負うこと。
- ④業務の履行中に取り扱った情報については、複製したものを含め、本調達終了後に、返却可能なものは返却しつつ、抹消等を行い復元不可能な状態にすること。
- ⑤適切な措置が講じられていることを確認するため、発注者の求めに応じて遵守状況の報告を行う、又は発注者による実地調査が実施できるようにすること。

(2) 個人情報の取扱い

個人情報(生存する個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日そ

他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）をいう。以下同じ。）の取扱いに係る事項については、長野県と協議の上決定し、書面にて提出すること。

- ①本調達の作業を派遣労働者に行わせる場合は、労働者派遣契約書に秘密保持義務など個人情報の適正な取扱いに関する事項を明記し、作業実施前に教育を実施し、認識を徹底させること。なお、受託者はその旨を証明する書類を提出し、長野県の了承を得た上で実施すること。
- ②個人情報を複製する際には、事前に担当職員の許可を得ること。なお、複製の実施は必要最小限とし、複製が不要となり次第、その内容を破棄・消去を実施し、「(1)機密保持、資料の取扱い」④と同等の措置を講ずること。なお、受託者は廃棄作業が適切に行われた事を確認し、その保証をすること。
- ③受託者は、本調達を履行する上で個人情報の漏えい等、安全確保の上で問題となる事案を把握した場合には、直ちに被害の拡大防止等のため必要な措置を講ずるとともに、担当職員に事案が発生した旨、被害状況、復旧等の措置及び本人への対応等について直ちに報告すること。
- ④個人情報の取扱いにおいて適正な取扱いが行われなかった場合は、本調達の契約解除の措置を受けるものとする。

(3) 法令等の遵守

本調達の遂行に当たっては、個人情報保護法、景表法、下請法等を遵守し履行すること。

4 成果物の取扱いに関する事項

(1) 成果物

本調達の各作業内容に係る成果物、納品期日及び納品形態は次のとおりとする。

No.	作業内容	成果物名	概要	納品期日	納品形態
1	(1)求人情報等	実施計画書	求人情報等収集・更新支援に係る、実施体制を含む実施計画書。	令和6年4月30日	紙媒体正副1部 電子媒体1部
2	収集・更新支援	課題管理表	問合せの内容など求人情報等収集・更新支援に係る課題を記録し、その対応状況をまとめたもの。	月次	紙媒体正副1部 電子媒体1部
3		作業完了報告	求人情報等収集・更新支援に係る実施計画書に基づき作業が完了したことを示すもの。	令和7年3月31日	紙媒体正副1部 電子媒体1部

No.	作業内容	成果物名	概要	納品期日	納品形態
4	(2)求人票等作成個別相談	実施計画書	求人票等作成個別相談に係る、実施体制を含む実施計画書。	令和6年4月30日	紙媒体正副1部 電子媒体1部
5		課題管理表	問合せの内容など求人票等作成個別相談に係る課題を記録し、その対応状況をまとめたもの。	月次	紙媒体正副1部 電子媒体1部
6		作業完了報告	求人票等作成個別相談に係る実施計画書に基づき作業が完了したことを示すもの。	令和7年3月31日	紙媒体正副1部 電子媒体1部
7	(3)付随業務	プロジェクト計画書	実施計画の全体をまとめ、具体的なプロジェクト管理に関する方法を定めたもの。	令和6年4月30日	紙媒体正副1部 電子媒体1部
8		議事録	プロジェクト管理に係る定例会議や打ち合わせに関する議事録。	定例会議後1週間以内に	紙媒体正副1部 電子媒体1部
9		マッチング支援事業等の状況報告書	プロジェクトの進捗等の状況、求人情報等の収集等の状況、移住支援金対象事業者等の状況、マッチングサイトの状況、KPIの状況などの現状を記載するとともに、将来の見通しや課題の対応策を記述したもの。	月次	紙媒体正副1部 電子媒体1部
10		引継書	本事業に関し、翌年度以降の受託者に引き継ぐべき事項をまとめたもの。	令和7年3月31日	紙媒体正副1部 電子媒体1部

(2) 成果物の納品方法

- ①成果物は、全て日本語で作成すること。
- ②用字・用語・記述符号の表記については、「公用文作成の要領(昭和27年4月4日内閣閣甲第16号内閣官房長官依命通知)」を参考にする。
- ③情報処理に関する用語の表記については、日本工業規格(JIS)の規定を参考にする。
- ④成果物は、原則として、上記表の納品形態に掲げるとおりとする。
- ⑤紙媒体による納品について、用紙のサイズは、原則として日本工業規格長野列4番とするが、必要に応じて日本工業規格長野列3番を使用すること。
- ⑥電磁的記録媒体による納品について、Microsoft Office で作成し、CD-R等の電磁的記録媒体に格納して納品すること。
- ⑦納品後、長野県において改変が可能となるよう、図表等の元データも併せて納品すること。

- ⑧成果物の作成に当たって、特別なツールを使用する場合は、監督職員等の承認を得ること。
- ⑨成果物が外部に不正に使用されたり、納品過程において改ざんされたりすることのないよう、安全な納品方法を提案し、成果物の情報セキュリティの確保に留意すること。
- ⑩電磁的記録媒体により納品する場合は、不正プログラム対策ソフトウェアによる確認を行うなどして、成果物に不正プログラムが混入することのないよう、適切に対処すること。なお、対策ソフトウェアに関する情報(対策ソフトウェア名称、定義パターンバージョン、確認年月日)を記載したラベルを貼り付けること。

(3) 成果物の納品場所

原則として、成果物は次の場所において引渡しを行うこと。ただし、長野県が納品場所を別途指示する場合はこの限りではない。

〒380-8570

長野県長野市大字南長野字幅下 692-2

長野県産業労働部労働雇用課

(4) 知的財産権の帰属

- ①本調達における成果物の著作権及び二次的著作物の著作権(著作権法第 21 条から第 28 条に定める全ての権利を含む。)は、受託者が本調達の実施の従前から権利を保有していた等の明確な理由によりあらかじめ提案書にて権利譲渡不可能と示されたもの以外は、全て長野県に帰属するものとする。
- ②長野県は、成果物について、第三者に権利が帰属する場合を除き、自由に複製し、改変等し、及びそれらの利用を第三者に許諾すること(以下「複製等」という。)ができるとともに、任意に開示できるものとする。また、受託者は、成果物について、自由に複製し、改変等し、及びこれらの利用を第三者に許諾することができるものとする。ただし、成果物に第三者の権利が帰属するときや、複製等により長野県がその業務を遂行する上で支障が生じるおそれがある旨を契約締結時までに通知したときは、この限りでないものとし、この場合には、複製等ができる範囲やその方法等について協議するものとする。
- ③納品される成果物に第三者が権利を有する著作物(以下「既存著作物等」という。)が含まれる場合には、受託者は、当該既存著作物等の使用に必要な費用の負担及び使用許諾契約等に関わる一切の手続を行うこと。この場合、本業務の受託者は、当該既存著作物の内容について事前に長野県の承認を得ることとし、長野県は、既存著作物等について当該許諾条件の範囲で使用するものとする。なお、本仕様に基づく作業に関し、第三者との間に著作権に係る権利侵害の紛争の原因が専ら長野県の責めに帰す場合を除き、受託者の責任及び負担において一切を処理すること。この場合、長野

県に係る紛争等の事実を知ったときは、受託者に通知し、必要な範囲で訴訟上の防衛を受託者に委ねる等の協力措置を講じるものとする。

- ④本件プログラムに関する権利(著作権法第21条から第28条に定める全ての権利を含む。)及び成果物の所有権は、長野県から受託者に対価が完済されたとき受託者から長野県に移転するものとする。
- ⑤受託者は長野県に対し、一切の著作権者人格権を行使しないものとし、また、第三者をして行使させないものとする。
- ⑥受託者は使用する画像、デザイン、表現等に関して他者の著作権を侵害する行為に十分配慮し、これを行わないこと。

(5) 検収

- ①本調達の受託者は、成果物等について、納品期日までに長野県に内容の説明を実施して検収を受けること。
- ②検収の結果、成果物等に不備又は誤り等が見つかった場合には、直ちに必要な修正、改修、交換等を行い、変更点について長野県に説明を行った上で、指定された日時までに再度納品すること。

5 作業の実施体制・方法に関する事項

本調達の受託者は、次のとおり、各作業内容について、必要な体制要件を具備していること。

作業内容	必要な体制の要件
(1)求人情報等 収集・更新支援	<p>次の全ての要件を具備すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ①求人情報の取扱いに関する実績・経験があること。 ②求人情報提供ガイドライン適合メディア宣言を行っている事業者、又は千件以上の求人データを保持する求人サイトを事業として3年以上直接運営し、その間、令和5年の月平均で1万以上の訪問者を獲得し、これを維持、増加させている事業者であること。 ③有料職業紹介免許保持事業者であること又は少なくとも公益社団法人全国求人情報協会が主催する求人広告取扱者資格を有する者が体制に1名以上組み込まれている者であること。 ④一般財団法人日本情報経済社会推進協会のプライバシーマーク制度の認定を受けているか、又は同等の個人情報保護のマネジメントシステムを確立していること。
(2)求人票等作 成個別相談	<p>次のいずれかの要件を具備すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ①地方の中小企業等との取引実績等を通じて、当該企業の技術力、販売力、成長性等の経営実態を十分に把握し、地方創生カレッジ「求人

	<p>票作成講座」の受講などを通して、求人票等作成個別相談に向けた体制整備を行っていること。</p> <p>②有料職業紹介免許保持事業者であること又は公益社団法人全国求人情報協会が主催する求人広告取扱者資格を有する者が体制に1名以上組み込まれている者であること。</p>
(3)付随業務	複合的かつ複数の事業者をコントロールするプロジェクトの管理に関する実績・経験があること。

6 その他特記事項

(1) 前提条件等

本調達受託後に調達仕様書の内容の一部について変更を行おうとする場合、その変更の内容、理由等を明記した書面をもって長野県に申し入れを行うこと。双方の協議において、その変更内容が軽微(委託料、納期に影響を及ぼさない)かつ許容できると判断された場合は、変更の内容、理由等を明記した書面に双方が記名捺印することによって変更を確定する。

(2) その他

本仕様書について疑義等がある場合は、既定の質問書により質問すること。なお、質問書に対する回答は適宜行うこととする。

7 附属文書

別紙 移住支援金の対象として選定される事業者及び求人

※ 本資料に記載された会社名、製品名等は各社の商標又は登録商標である場合がある。

移住支援金の対象として選定される事業者及び求人

移住者が移住支援金の支給対象となるためには、以下の1に示す要件を満たす事業者による、2に示す要件を満たす求人に応募し、就業する必要がある。

1 事業者に関する要件

以下のすべての要件を満たす法人であることが求められる。

- ・官公庁等(第三セクターのうち、出資金が10億円未満の法人又は地方公共団体から補助を受けている法人を除く。)でないこと。
- ・資本金10億円以上の営利を目的とする私企業(資本金概ね50億円未満の法人であって、地域経済構造の特殊性等から資本金要件のみの判断では合理性を欠くなど、個別に判断することが必要な場合であって、当該企業の所在する市町村長の推薦に基づき知事が必要と認める法人を除く。)ではないこと。
- ・みなし大企業※₁でないこと。
- ・本店所在地が東京圏のうち条件不利地域以外の地域にある法人(勤務地限定型社員(東京圏のうち条件不利地域※₂以外を勤務地とする場合に限る。)を採用する法人を除く。)でないこと。
- ・雇用保険の適用事業主であること。
- ・風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律に定める風俗営業者でないこと。
- ・暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する法人でないこと。

2 求人に関する要件

以下の要件を満たす求人であることが求められる。

- ・週20時間以上の無期雇用の求人であること。

※1:以下のいずれかに該当する法人をいう。

- ・発行済株式の総数又は出資価格の総額の2分の1以上を同一の資本金10億円以上の法人が所有している資本金10億円未満の法人
- ・発行済株式の総数又は出資価格の総額の3分の2以上を資本金10億円以上の法人が所有している資本金10億円未満の法人
- ・資本金10億円以上の法人の役員又は職員を兼ねている者が、役員総数の2分の1以上を占めている資本金10億円未満の法人

※2:次の①～⑤のいずれかの対象地域・指定地域を有する市町村のうち、政令市を除いた市町村をいう。

- ①過疎地域自立促進特別措置法(一部過疎を含む)、②山村振興法、③離島振興法、
- ④半島振興法、⑤小笠原諸島振興開発特別措置法